

いの町農業委員会議事録

日 時 令和4年8月29日(月) 14時00分～15時15分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 8名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	—
2	井上 繁利	出		森田 弘志	—
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
4	尾崎 一章	欠		山中 久光	—
5	大原 美智子	出		氏原 憲明	—
6	和田 光正	出		西野内 國廣	—
7	池澤 秀幸	出		日野 直宏	—
8	森田 健一	欠		中岡 弘明	—
9	水田 亮	出		山本 武巧	出
10	刈谷 真幸	欠		水田 博章	—
11	伊東 豊江	欠		山岡 孝志	—

農業委員会事務局 3名

吾北分室	公文 奏瑠
本川分室	山内 靖之
書記	大川 智史

議 題

- 第35号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第36号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第37号議案 非農地証明願について
- 第38号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
- 第39号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 第40号議案 地籍調査事業区域における農地地目変更について
- 第41号議案 農地の区域設定について
- 第42号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について

《開会の挨拶》

議 長 第35号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

大 川 なお、本来この一件の申請で3筆の土地が上げられていました。うち1筆については、営農型太陽光発電設備を設置するということで申請書の提出がされておりますが、設置場所について再検討を行っており、この申請についても手続きを一旦保留する形になっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

山 本 推進委員の山本です。これは事務局の説明にあった通り太陽光発電設備を設置して、その下でにんにくを作るという内容です。この流田というところは他の候補地として挙がっていた場所と比べれば乾きやすい農地なので問題はないと思われます。他の農地は雨で浸水するのでとても作付ができる場所ではありません。

公 文 事務局の公文です。推進委員の小松さんと現地確認に行きました。場所はグループホーム高岩の、道路を挟んだ向かい側です。小松委員からは草刈りをしており耕作準備を進めているので特に問題はないとお聞きしております。

議 長 第35号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第35号議案については許可したいと思えます。続きまして第36号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 《受付40について議案説明》

山 本 もし営農に失敗したときは上の太陽光も撤去することになるのですか？

大 川 そうなります。

山 本 10年も同じ土地でにんにくが作れるんでしょうか。

大 川 3年ごとに営農状況を報告する必要があるのですが、もし予定の収量が上がらなければ撤去して貰うという話になります。申請者にヒアリングしたときも、その話はしていて、少なくともその際には撤去しますというお答えを頂きました。

山 本 私も八田で近くにおりますので状況を確認させていただきますが、これはいつから工事が始まるんでしょうか。

大 川 農業会議と高知県の審査がありますので早くても来年頃ではないかと思われます。

事務局 《受付11について議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。
山 本 推進委員の山本です。受付11について説明します。事務局と18日に現地を確認しました。自分のところの土地で、今はハウスの鉄骨が残っておりますが、そこに家を建てるそうです。水は町の水を使うということです。それと（生活排水は）お父さんが浄化槽を使って水路へ流して、それと一緒に引き込むらしいです。何ら問題はないと思われ

議 長 第36号議案につきましてご質問等ございませんか。
筒 井 （太陽光発電の設置について）これは高知では例がないんですか？
大 川 いの町では例がありません。県内では例があるのですが、どこも失敗しているそうです。成功例は二件ほどしかないと県から聞いています。自分が営農しているところに設置する場合は成功しているそうですが新たに土地を取得してそこに設置するというパターンは中々厳しいそうです。

議 長 他にご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで県に進達することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで県に進達したいと思います。続きまして第37号議案非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。
山 本 推進委員の山本です。18日に事務局と現地を確認してきました。小妻部落の高速道路のすぐ下で、農道の隣になります。奥に一軒家がありますが、非農地として何ら問題はないと思われ

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで証明することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで証明したいと思います。続きまして第38号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。
大 川 本日は中岡委員が欠席しておりますので事務局で説明させていただきます。26日に中岡委員と耕作放棄地調査に行っておりまして、その

際に現地確認を行いました。場所は大内の南の谷という基盤整備を行った農地の一面になりまして、今回は再設定とのこと。借受人は南の谷でこの筆以外にも何カ所か栽培している方で、この筆にも作付された跡がありました。何ら問題はないと委員の意見を頂いております。

議 長 説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら適当であると答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申したいと思います。続きまして第39号議案いの町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

大 川 今回は転用の前の段階になりますが、申出地の隣接地が今回の転用予定者によって嵩上げされ、砂利が敷かれた状態になっております。中岡委員と現地確認に行ったときに転用者の事務所へ行ってこれは違反転用であるという話をしています。違反転用があった場合、県の許可は通りませんので是正して貰う必要があるという話をしています。この違反転用の場所についても、後ほど用途変更する場所と一緒に転用申請を出して貰うということで話を付けております。

議 長 中岡委員も同意見ということで良いですか。

大 川 同席して頂いておりますので同意見と認識しております。

議 長 説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら適当であると答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申したいと思います。続きまして地籍調査事業区域における農地地目変更について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら適当であると答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申したいと思います。続きまして第41号議案農地の区域設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 事務局の説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら設定することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしということで設定の公告を行いたいと思います。続きまして第42号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議長 事務局の報告が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら専決処分ですのでこれで終わりたいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和4年9月29日

会長 北川善雄

署名委員 大原美智子

署名委員 岡井延人